

証券投資信託 商品概要説明書

項目	内 容	
1. 商品名 愛称	ニッセイ日本株ファンド	
2. ご利用者	当商品を選定されている確定拠出年金プランの加入者および運用指団者の方 (ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。)	
3. 商品分類	投資信託協会分類：追加型投信／国内／株式	
4. 商品属性	<p>当初設定日 信託期間 クローズド期間</p> <p>主要投資対象</p> <p>運用方針</p> <p>主な投資制限</p> <p>ベンチマーク</p> <p>決算日</p> <p>収益分配</p> <p>償還条項</p>	<p>2001年12月26日 無期限 ありません。</p> <p>ニッセイ日本株マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。 (ニッセイ日本株マザーファンドは、東京証券取引所第1部上場銘柄を主要投資対象とします。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 主として上記マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に国内の株式等に投資することにより、投資信託財産の中長期的な成長を目指します。 ● なお、直接、株式等に投資を行う場合があります。 ● TOPIX(東証株価指数)をベンチマークとし、これを中長期的に上回ることを目標にアクティブ運用を行います。 ● 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。 ● 株式への実質投資割合には制限を設けません。 ● 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ● 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ● 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ● 同一銘柄の転換社債等への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ● 投資信託証券(マザーファンドは除きます)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ● 外貨建資産への投資は行いません。 ● デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものを除きます。)は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 ● デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ● 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 <p>TOPIX(東証株価指数 配当込み)</p> <p>毎年5月20日(休業日の場合は翌営業日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 毎決算日に基準価額水準、市況動向等を勘案して分配を行います。ただし、運用状況によっては、分配金額が変わること、或いは分配金が支払われない場合があります。 ● 分配金は自動的に再投資されます。 <p>委託会社は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または、やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、ファンドを終了させることができます。</p>

(運営管理機関)りそな銀行

項目	内 容
5. 購入方法	当プランにおける拠出金または他の運用商品の売却資金により購入できます。
お申込み単位	1円以上 1円単位
お申込み価額	購入約定日の基準価額が適用されます。
6. 解約方法	当プランで選定されている他の運用商品の購入資金に充当する場合は自由に解約できますが、確定拠出年金関連法令で定められている一定の給付事由以外は現金でのお引出しはできません。
解約価額	売却約定日の基準価額が適用されます。
7. 費 用	この商品には次の費用がかかります。
販売手数料	ありません。
信託報酬	純資産総額に対して年0.88%(税抜年0.80%) (内訳: 委託会社0.385%(税抜0.35%)、販売会社0.44%(税抜0.40%)、受託会社0.055%(税抜0.05%))
信託財産留保額	ありません。
その他費用	証券取引に伴う手数料等、投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用、信託事務の諸費用(投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息)、借入金の利息は、投資信託財産中から支払います。
8. お申込み不可日等	証券取引所における取引の停止その他のやむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの受益権の取得および一部解約のお申込みの受付を中止すること、および既に受けた取得のお申込みの受付を取消すことがあります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので弊社コールセンターにお問合せください。
9. 課税関係	● 確定拠出年金制度においては換金時、償還時、収益分配時の利益に対して課税されません。 ● 加入者および運用指図者の方の年金資産残高に対して、約1%の特別法人税等が課税されますが、その適用については現在凍結されています。
10. 利益の見込み 損失の可能性	● 基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者の皆さまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、将来の基準価額の予想ができないことから、利益の見込みを事前に示すことはできません。なお、当ファンドにおける運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者の皆さんに帰属します。 ● 当ファンドの基準価額は、弊社コールセンター、Web等で開示します。
11. 基準価額の主な 変動要因等・リスク	ファンドは、株式などの値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。 主なリスク要因は以下の通りです。
株式投資リスク	株式市場が国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け下落する場合には、ファンドが実質的に組入れを行っている株式の価額の下落に伴い、基準価額が下がる傾向があります。また、ファンドが実質的に投資している企業が倒産や業績悪化等に陥った場合、およびそれらに関する外部評価に変化が生じた場合、当該企業の株式の価額が大きく下落し、ファンドに重大な損失を生じることがあります。
流動性リスク	短期間に相当金額の解約申込みがあった場合、組入資産を売却することで解約金額の手当をしますが、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあり、基準価額が大きく下落するリスクがあります。
その他	ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴い、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
12. セーフティー ネットの有無	投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
13. 持分の計算方法	解約価額(= 基準価額) × 保有口数 ※ 基準価額・解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除して下さい。
14. 委託会社	ニッセイアセットマネジメント株式会社 (信託財産の運用指図等を行います。)
15. 受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社 (ファンド信託財産の保管、管理業務を行います。) (再信託受託会社: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

(運営管理機関) りそな銀行

- ◆ 当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- ◆ 当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
- ◆ 投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および投資成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。
- ◆ 上記商品内容をご確認のうえ、確定拠出年金法第24条に基づき別途ご提供する上記商品の過去の運用実績と併せて、ご自身で投資判断を行っていただきますようお願いいたします。

(2021.4)